



治安対策重点プログラム2012

～安全・安心な山形県の実現を目指して～



山形県警察

「治安対策重点プログラム2012」の概要

1 目標

安全で安心な山形県の実現は県発展の基盤であり、県民生活に直結するものである。県警察は、県内治安の更なる改善を図り、安全・安心な山形県を実現するために、2つの目標は従来のみとする。

■ 犯罪の抑止と検挙

- 刑法犯認知件数の更なる減少
- 重要犯罪等の確実な検挙

■ 交通事故の防止

- 交通事故の発生総量の抑制
- 交通事故による死者数の更なる減少

2 取組みの視点

治安対策の推進に当たり重視すべき取組みの視点は、従前のみとする。

■ 地域社会との連携・協働

犯罪を抑止し、良好な治安を実現するためには、警察独自のパトロールや犯罪の取締りに加え、県民一人一人の地域における自発的な取組みが推進されるようにしていくことが必要である。治安対策の推進に当たっては、地域社会との連携・協働を念頭に置いた取組みを強化する。

■ 安全・安心を支える基盤の確立

全国的には、無差別殺傷事件等のような従来には予想できない犯罪やITを活用した新しい型の犯罪等が出現しており、これら犯罪等に対応できる現場執行力の強化及びこれを支える警察基盤の確立を推進する。

3 取組み重点

「犯罪の抑止と検挙」、「交通事故の防止」という2つの目標を達成するため、「治安対策重点プログラム 2012」においても、引き続き、4つの重点を掲げ、施策を推進する。

※ 下線部分が、施策の修正箇所を示す。

重点Ⅰ：犯罪等の防止

- ◆ 県民が不安を感じる子どもと女性を対象とする犯罪を防止する。
- ◆ 街頭犯罪等の抑止対策を強化するなどして、犯罪の総量抑制を図り、犯罪の起きにくい社会づくりを推進する。
- ◆ 次代を担う少年の非行防止と健全育成、少年を取り巻く有害環境の浄化を推進する。
- ◆ テロの未然防止を推進する。

【推進項目 → 主要施策 → 施策項目】

1 県民が不安を感じる犯罪の防止

1 子どもと女性の安全を守る対策の強化

- ① 防犯ボランティア等との協働による登下校時の安全確保対策等の推進
子ども見守り隊の活動を促進するとともに、子ども110番連絡所への支援と機能強化を図る。
- ② 学校等関係機関との連携
学校等関係者と安全情報の共有を図るとともに、小・中学生を対象とした防犯訓練や防犯教室を開催する。
- ③ 子どもと女性の安全を守る活動の積極的展開
子どもと女性を対象とした犯罪に迅速的確に対応するとともに、電子メール等を活用した情報発信、ストーカー・DV対策を推進する。

2 先制・予防的活動の強化

- ① 情報収集・分析機能の強化
情報の一元化により、声かけやつきまとい、ひったくり、路上強盗等に係る前兆事案に的確に対処するための情報収集と分析機能を強化する。
- ② 事案に応じた指導・警告・検挙の実施
事案認知時には、本部執行隊及び警察署等関係部門と連携して、犯罪の未然防止、行為者の特定、事案に応じた指導・警告・検挙活動を強化する。

2 犯罪総量の抑制

1 街頭犯罪等抑止対策の推進

- ① 地域警察官によるパトロール等街頭活動の強化
犯罪が多発する時間帯・地域に重点を置いたパトロールの強化及び積極的な職務質問による犯罪の検挙活動を推進する。
- ② 交番・駐在所の「生活安全センター」機能の強化
地域に身近な問題の解決を主眼とし、事前対策、検挙活動及び被害者への訪問・連絡活動等を積極的に推進する。
- ③ 積極的かつ効果的な警察情報の発信と県民意見の警察行政への反映
公民館を活用した出前交番・駐在所の開催、ミニ広報紙、交番・駐在所速報等による情報発信を推進するとともに、巡回連絡等により地域住民の要望を把握し、適

切に対応する。

2 防犯ボランティア活動等の促進

- ① 防犯ボランティア等による自主防犯活動への支援の充実
自主防犯活動の充実及び活動への参加促進、企業の防犯活動への取組み等に対し、積極的に支援する。
- ② 情報発信による犯罪の未然防止活動の推進
電子メール等各種広報媒体を活用した地域安全情報を発信するとともに、地域安全ネットワークの構築を図る。

3 犯罪の起きにくい社会づくりの推進

- ① 防犯ネットワークの構築
防犯診断等による地域の防犯意識の向上及び防犯設備の整備促進等、真に機能する防犯ネットワークづくりを推進する。
- ② 万引き防止に向けた対策等による社会の規範意識の向上
万引きを許さない社会気運を醸成するため、関係機関・団体等による官民総ぐるみの活動を推進する。
- ③ 自治体等関係機関団体と連携した防犯活動の推進
青色回転灯装備車による防犯パトロールの強化及び「地域安全安心ステーション」推進事業による子ども等を犯罪から守る地域づくりを推進する。

3 次代を担う少年の健全育成

1 少年犯罪への的確な対応の推進

- ① 少年非行総合対策の推進
少年サポートセンターを中心とした非行防止活動を強化するとともに、少年非行防止地域ネットワーク事業、非行防止教室・薬物乱用防止教室の開催等を推進する。
- ② 非行少年を生まない社会づくりの着実な推進
非行少年への継続した指導・助言、体験活動への参加等の居場所づくり及び就学・就労支援等、非行少年に手を差し伸べ、立ち直りに資する活動を推進する。

2 少年を取り巻く環境浄化の推進

- ① 非行や犯罪被害等の背景にある有害環境の浄化
少年警察ボランティア等と連携した有害環境の浄化を推進するとともに、児童買春・児童ポルノ等の福祉犯取締りを強化する。
- ② 子どもを犯罪に巻き込むおそれのあるインターネット環境対策の推進
子どもや保護者等に対するフィルタリングの普及促進、サイバーパトロールによる情報収集及び児童・生徒、PTA、少年補導員等による携帯電話、インターネットに関する広報啓発活動を推進する。

4 テロの防止

1 県民をテロから守るための対策の推進

- ① 情報収集・分析機能の強化
テロの未然防止及び事件検挙に重点指向した情報収集・分析機能を強化するとともに、NBC・サイバー等の新たなテロに係る専門知識の習得を推進する。

注：NBCとは、核(N)、生物(B)、化学(C)物質を使用したテロの総称

- ② 水際対策の強化
税関・海上保安庁等と連携した水際での国際テロリストの潜入防止を推進する。
- ③ 管理者対策の強化
爆発物原料取扱業者及びホテル、旅館等の管理者に対する広報と不審情報の提供促進を図る。
- ④ 警戒活動の強化
重要防護対象の警戒警備の強化及び迅速な事件対応による早期検挙を推進する。
- ⑤ 関係機関団体との連携
入国管理局、海上保安庁等と連携した不法滞在外国人に係る実態把握と検挙活動を推進する。

重点Ⅱ：犯罪の検挙と事件事故への対応

- ◆ 県民の安全を脅かす強盗、ひったくり、強制わいせつなどの犯罪の徹底検挙を図る。
- ◆ 日常生活を送る中で気付かないうちに巻き込まれる危険性の高い振り込め詐欺及び悪質商法等の検挙及び被害防止対策を強化する。
- ◆ 潜在化傾向にある暴力団や来日外国人による組織犯罪対策を強化する。
- ◆ 大規模災害等における対処能力の向上を図る。
- ◆ 犯罪被害者等への支援と県民の理解促進に向けた取組みを推進する。

【推進項目 → 主要施策 → 施策項目】

1 県民の生活を脅かす犯罪の徹底検挙

1 重要犯罪及び重要窃盗犯の検挙対策の推進

- ① 捜査指揮の徹底及び初動捜査の高度化
本部・警察署が一体となった迅速な指揮体制の確立及び人質立てこもり等の実戦的訓練を通じた指揮能力・捜査技術等の向上を図るとともに、客観的証拠の収集を強化する等初動捜査の高度化を推進する。
- ② 現場鑑識活動の徹底、高度な鑑定技術を駆使した科学捜査の推進
証拠資料の完全採取と早期鑑定及びDNA等各種データベースの効果的な活用等による科学捜査を推進する。
- ③ 的確な犯行分析に基づく捜査活動の推進
犯行手口等各種捜査データの多角的分析に基づく、犯行を予測したよう撃捜査及び的割り捜査等を推進する。
- ④ 県民の理解と協力による捜査活動の推進
早期手配により新たな被害を防止するとともに、電子メール等各種媒体を活用した県民からの情報提供の促進を図る。

2 捜査活動を支える基盤の整備

- ① 若手捜査員の育成及び中堅・ベテラン捜査員の活性化
実戦的教養による被疑者取調べ、情報収集等の捜査技術の向上を図るとともに、技能指導官等を活用した伝承教養を推進する。
- ② 捜査支援資機材の整備充実
各種捜査支援システム及び鑑識・鑑定資機材の整備充実を推進する。

2 振り込め詐欺等対策の強化

1 振り込め詐欺等の検挙対策の強化

- ① 振り込め詐欺実行グループ及び犯行を助長する犯罪の取締りの強化
捜査強化推進本部による捜査指揮を強化するとともに、他の都道府県警察との積極的な合・共同捜査による取締りを推進する。

2 総合的な被害防止対策の推進

- ① 関係機関団体と連携した先制的抑止対策の推進
犯行に使用された口座の凍結等犯行ツール遮断対策を迅速に実施するとともに、関係機関団体と連携した被害防止広報を推進する。

3 良好な生活環境を守るための諸対策の推進

1 生活経済事犯の検挙対策の強化

- ① 利殖勧誘事犯の取締りの強化及び口座凍結依頼の推進
利殖勧誘事犯に関する情報収集を推進するとともに、警察安全相談からの積極的な事件化により取締りを強化する。
また、早期の口座凍結と犯行ツールの遮断など、被害拡大防止対策の徹底を図る。
- ② ヤミ金融事犯、悪質商法事犯等の取締り
警察安全相談等による事犯の早期把握と多角的な法令の活用による積極的な事件化を図るとともに、関係機関団体と連携した被害防止広報などを推進する。

2 サイバー犯罪対策の強化

- ① 不正アクセス、ウイルス作成罪等及びネットワーク犯罪の取締りと「全国協働捜査方式」の積極的な運用
サイバー犯罪認知時の対応等について計画的な教養を行い、捜査力・技術力の向上を図るとともに、「全国協働捜査方式」による取締りを推進する。
- ② サイバー・パトロールによる違法・有害情報の発見と削除依頼の推進及び通報・相談窓口の充実
インターネット上の違法・有害情報を早期に発見し、取締りや削除依頼を推進するとともに、違法・有害情報に対する相談窓口担当者のスキルアップや体制整備を図る。

4 総合的な組織犯罪対策の推進

1 暴力団対策の推進

① 暴力団排除活動の推進

山形県暴力団排除条例の効果的活用及び暴力団の威力を示して行う暴力的要求行為等に対する中止命令等の積極的な発出を図るとともに、自治体・関係機関・各種業界と連携した暴力団排除活動を推進する。

② 暴力団の弱体化・壊滅に向けた集中的かつ戦略的な取締りの推進

取締り対象組織に対する集中的かつ戦略的な取締りを推進するとともに、犯罪収益のはく奪など真に打撃を与える資金源対策等を推進する。

③ 薬物・銃器犯罪取締りの推進

捜査情報の一元化と的確な分析等による取締りを推進する。

2 来日外国人犯罪対策の推進

① 犯罪インフラの解明・解体と検挙

犯罪事象の根元にある犯罪インフラの解明、解体を推進するとともに、各部門が連携して総合力を発揮し、検挙を強化する。

② 犯罪インフラを生まないための環境づくりの推進

関係行政機関等に対し、犯罪インフラに悪用されやすい申請やサービスについて情報提供を行うとともに、悪用防止の措置を要請する。

5 大規模災害等への対処

1 災害に係る危機管理体制の再点検及び再構築

① 被害想定の見直しと災害警備計画等の見直し

東日本大震災を受けた被害想定の見直しと同震災における反省・教訓事項を踏まえた災害警備計画等の見直しを行う。

② 大規模災害等緊急事態が発生した場合における業務継続計画の策定

庁舎の被災、ライフラインの途脱等に備え、大規模災害等緊急事態が発生した場合における業務継続計画を策定する。

2 大規模災害等緊急事態への迅速的確な対応

① 緊急事態における対処体制の早期確立

非常召集連絡体制の整備、召集訓練、災害警備本部等設置訓練及び第一報を迅速に行うための教養訓練を推進し、体制の早期確立を図る。

② 緊急事案対処能力の向上

実戦的訓練による広域緊急援助隊、機動隊機能別部隊及び第二機動隊等の対処能力の向上を図るとともに、装備資機材の整備充実を推進する。

③ 関係機関団体との連携

県、市町村、消防、自衛隊等防災関係機関団体との連携強化を推進する。

6 犯罪被害者等への支援

1 きめ細かで途切れのない被害者支援の推進

① 犯罪被害者支援に対する県民の理解促進

平成 22 年 3 月施行された条例に基づいて策定した「山形県犯罪被害者等支援推進

計画」を着実に推進するとともに、関係機関団体と連携した広報啓発活動による県民の理解促進を図る。

② 犯罪被害者等の視点に立った施策の推進

犯罪被害者等に対する情報提供や助言を含めた適切な被害者支援を推進する。

③ 関係機関団体との連携

支援活動の充実を図るため、(社)やまがた被害者支援センター及び知事部局、市町村との連携を強化する。

重点Ⅲ：交通事故の防止

◆ 交通事故は、県民にとって最も身近な危険であることから、その防止に向けた取組みを強化する。特に、高齢者が関係する事故の防止、交通事故多発箇所に対する道路交通環境の整備、交通秩序の維持、交通安全意識の向上に努める。

◆ ひき逃げ等悪質・危険な交通事故事件については、ち密な捜査を推進し、早期検挙と危険運転者の早期排除を推進する。

【推進項目 → 主要施策 → 施策項目】

1 高齢者事故の防止

1 高齢歩行者・自転車利用者対策の推進

① 交通安全指導の推進

関係機関団体と連携した安全教育及び高齢者宅個別訪問による安全指導等を推進する。

② 夜光反射材の普及促進

関係機関団体と連携した夜光反射材の直接ちょう付及び確実な利用に向けた広報啓発活動を推進する。

③ 高齢者交通安全訪問キャンペーンの推進

高齢者交通安全訪問キャンペーンを普及拡大し、高齢者の自主的取組による安全意識の高揚及び定着を図る。

2 高齢運転者対策の推進

① 参加体験実践型交通安全教育等の推進

講習予備検査、交通安全ゆとり号の運転適性検査を踏まえたきめ細かい個別指導を推進する。

運転免許の申請による取消制度(自主返納)と返納者に対する支援制度の周知を図る。

② 高齢者運転者標識の普及促進

新たなデザインとなった高齢者運転標識の普及促進と当該表示車両に対する保護義務規定の周知を図る。

2 道路交通環境の整備

1 事故多発箇所への安全対策

① 幹線道路対策の推進

道路管理者と連携し、幹線道路の事故多発区間に対する安全対策を推進する。

② 交差点対策の推進

道路管理者と連携し、事故多発交差点に対する安全対策を推進する。

③ 生活道路対策の推進

道路管理者と連携し、生活道路の道路交通環境の整備を推進する。

2 歩行者・自転車利用者の安全通行の確保

① 自転車の通行環境の確立

良好な自転車交通秩序を実現するため、道路管理者、地方公共団体等と連携し、自転車専用の走行空間の整備とともに、自転車と歩行者との分離を推進する。

② あんしん歩行エリアの整備

速度規制や明るく見やすい標識等の設置、道路管理者と連携した道路交通環境の整備など、歩行者及び自転車利用者の安全確保を推進する。

3 交通安全施設の整備

① 信号機の新設・改良等の推進

交通の安全を確保するため、信号機の新設・改良等を推進する。

② 交通管制施設の高度化による迅速、的確な交通情報の提供

交通管制施設システムの高度化を図り、円滑な交通の流れと迅速な交通情報提供を推進する。

3 交通秩序の維持

1 悪質・危険性の高い交通違反の取締り

① 飲酒運転等悪質・危険な交通違反の徹底検挙

飲酒運転の実態に即した効果的な取締り及び飲酒運転周辺者に対する捜査等を徹底する。

② 交通事故に直結する交通違反の取締り

交通事故実態に応じた取締り及び交差点関連違反の取締りを推進する。

③ 目に見え、耳に聞こえる交通街頭活動の強化

交通事故の多発が懸念される時間、場所、路線を重点に多くの警察官やパトカーを展開し、指導広報を推進する。

④ 自転車利用者に対する街頭指導の強化

自転車の通行ルールを周知徹底させるため、自転車利用者に対する街頭での指導啓発活動を推進する。

4 交通安全意識の向上

1 飲酒運転の根絶

① 飲酒運転を許さない社会環境づくりの推進

飲酒運転撲滅の広報啓発及び運転代行業の健全育成等を推進する。

2 シートベルト・チャイルドシートの着用促進

① 被害者軽減対策の推進

全席着用に向け、街頭指導及びあらゆる機会を活用した広報啓発活動を推進する。

② チャイルドシート使用促進に向けた広報啓発活動等の推進

3歳児検診等を活用した広報啓発活動及び街頭指導を推進する。

3 自転車安全利用の促進

① 自転車利用者に対する安全指導

自転車警告カードによる交通安全指導等を推進する。

② 自転車利用者に対するルールの周知

自転車安全利用5則を活用した自転車通行ルールの周知を推進する。

③ 学校・教育委員会と連携した安全教育の推進

自転車利用者に正しい通行ルールを周知し、理解の深化を図るため、学校・教育委員会等の関係団体と連携した安全教育を推進する。

5 **ち密な交通事故事件の捜査**

1 悪質・危険な交通事故事件捜査の徹底

① 迅速的確な初動捜査の推進と客観的な証拠収集の徹底

交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識係と連携した迅速・的確な初動捜査を推進するとともに、客観的な証拠収集の徹底を図る。

② ひき逃げ事件の早期検挙

警察署と本部が連携した迅速な初動捜査及び現場鑑識作業を徹底し、犯人の早期検挙を図る。

2 危険運転者の早期排除

① 行政処分の早期執行

行政処分の早期上申と早期執行を推進する。

② 処分者講習等の充実

処分者講習等の充実を図り、再犯防止を推進する。

重点Ⅳ：安全・安心を支える基盤づくり

◆ 犯罪の広域化、凶悪化、巧妙化、さらにIT社会の進展に伴う新たな型の犯罪の出現など、複雑化する治安事象に的確に対応するための人的・物的基盤の強化を図る。

◆ 全国的に無差別殺傷事件の相次ぐ発生や突発的集中豪雨被害の発生がみられるなど、警察事象が複雑多様化・スピード化する中、被害拡大の防止や犯人の確保などを図る初動警察の強化を推進する。

【推進項目 → 主要施策 → 施策項目】

1 **精強な第一線警察の構築**

1 人材育成等による現場執行力の強化

① 若手警察官の育成と現場執行力の強化

伝承教養及び実戦的教養等による若手警察官の早期戦力化を推進するとともに、執行力の強化に向けた術科訓練等を強化する。

② 再任用制度の活用及び交番相談員等による警察支援活動の推進

再任用警察官の活用により現場執行力を確保するとともに、交番相談員及び警察安全相談員等の支援体制の充実により街頭における警察活動を強化する。

2 機能的かつ活力ある組織運営の推進

① 組織及び業務の見直しによる合理化・効率化の推進

治安情勢に応じた総合力を発揮できる組織を構築するとともに、不断の業務見直しによる事務の合理化・効率化を推進する。

② 活力ある組織運営の推進

提案制度の積極的活用による業務運営の見直し及び勤務環境の改善による士気高揚を図り、活力ある組織運営を推進する。

2 現場執行力を支える基盤の整備

1 警察情報基盤の強化

① 情報通信基盤の充実と情報セキュリティ対策のための基盤整備

業務の合理化・効率化を図る警察行政情報ネットワークなどの情報通信基盤の充実と情報セキュリティ対策のための基盤整備を推進する。

2 警察施設、装備資機材等の整備充実

① 大規模災害等を想定した治安及び防災拠点としての警察施設整備

大規模災害等の発生を想定し、警察施設が治安及び防災拠点として必要な機能を発揮できるよう整備促進を図る。

② 「交番・駐在所整備3か年計画」に基づく交番・駐在所の整備

犯罪情勢や地域の環境等を踏まえた「交番・駐在所整備3か年計画」に基づく警察施設の整備を継続的に実施する。

③ 警察車両及び装備資機材の充実

機動力の向上を図る警察車両及び現場執行力を支える装備資機材の整備充実を推進する。

3 初動警察の強化

1 通信指令機能の強化

① 通信指令システム等の充実と指導教養等の推進

「通信指令システム」等の整備拡充を図るとともに、同システムの機能を効果的に活用するための指導教養を推進する。

② 通信指令を担う人材の育成強化

通信指令技能指導官等による指導教養、無線検定、通信指令競技会等の開催、教養訓練の継続実施等により、通信指令を担う人材の育成強化を推進する。

2 初動警察における事案対応能力の強化

注：初動警察とは、平時における警察の態勢を前提として行う、事件事故に即応した初期的な警察活動であり、その指揮に当たる通信指令を含むものである。

① 事案発生を想定した実戦的訓練の推進

警察署当直幹部を対象とした実戦的訓練及び事件主管課との共同訓練による事案対応能力の向上を図る。

② 的確な緊急配備と迅速な初動対応の実施

実態に即した緊急配備計画の策定と緊急配備訓練を実施する。

推進期間等

「治安対策重点プログラム 2010」は、平成 22 年から平成 24 年までの 3 年間の推進施策であり、施策の追加・修正をした「治安対策重点プログラム 2012」の推進期間は、平成 24 年の 1 年間とする。